

第3章 関係地域の概況

第3章 関係地域の概況

3.1 設定した関係地域及び設定の根拠

札幌市環境影響評価条例第4条第1項及び第5条第1項に規定する環境配慮指針及び技術指針に基づき、関連する既存資料を整理し、関係地域を含む地域を調査範囲とした地域の概況把握を行った。

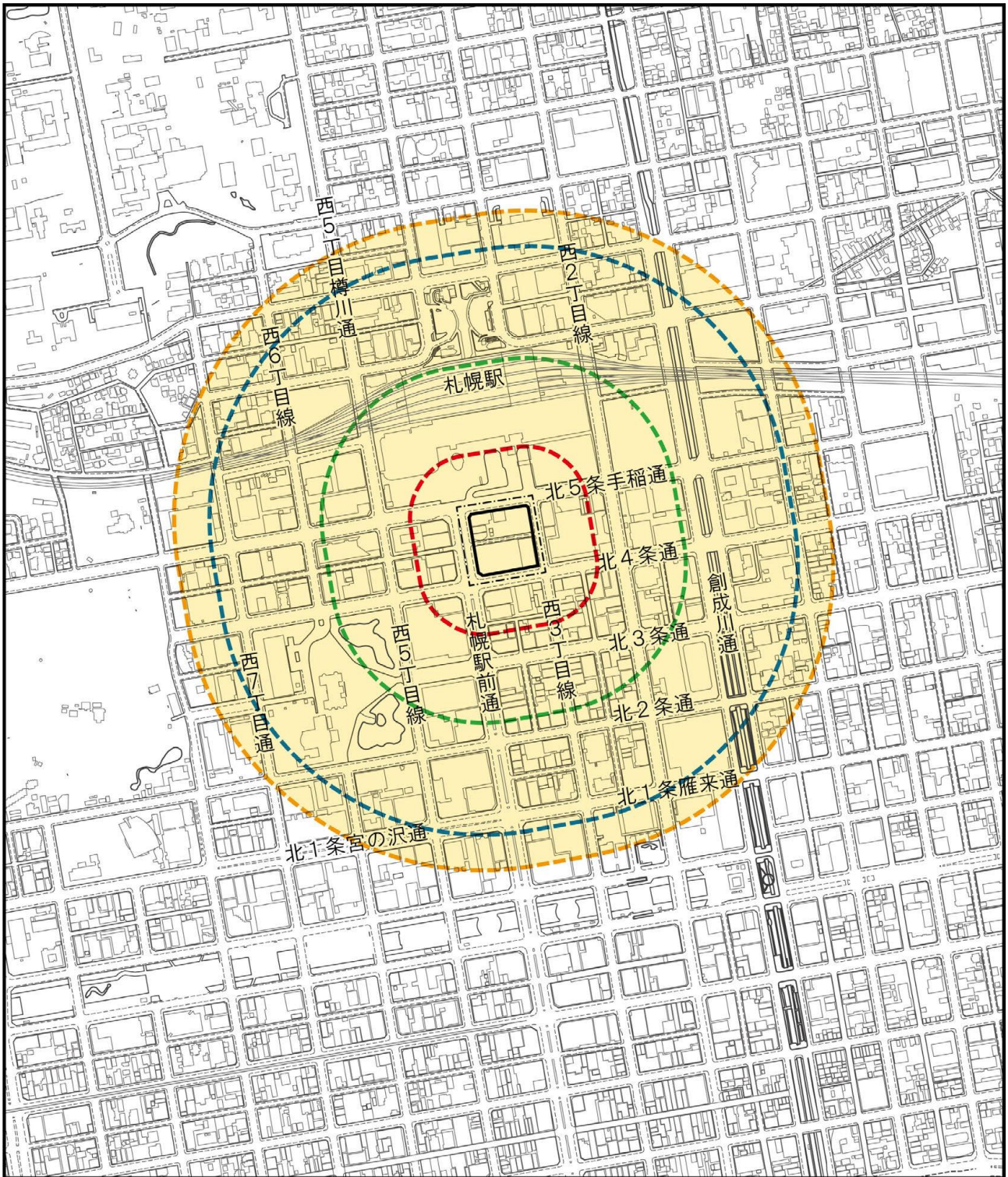
「関係地域」とは、対象事業の実施により1以上の環境要素が影響を受けると認められる地域である。

本方法書における関係地域は、事業の特性と主な環境要素の想定される影響範囲を踏まえ、表3.1-1及び図3.1-1に示すとおりとした。

表3.1-1 関係地域の範囲及び設定の根拠

| 環境要素 | 関係地域の範囲 | 設定の根拠 | 出典等 |
|------|-----------------------|---|------------------|
| 大気質 | 事業区域境界から 100mを含む範囲 | 事業区域での建設工事等を想定し、 影響があると考えられる範囲を設定 | 出典資料等に 基づいて設定 |
| 騒音 | | | |
| 振動 | | | |
| 風害 | 事業区域境界から 440mを含む範囲 | 高層建築物の建設により風速が増 加すると考えられる範囲(計画建築物 の最高高さの2倍の範囲)を想定して 設定 | |
| 植物 | 事業区域境界から 250mを含む範囲 | 植物相、植物群落及び動物相の一般 的な現地調査地域を考慮して設定 | |
| 動物 | | | |
| 生態系 | | | |
| 景観 | 事業区域境界から 500mを含む範囲 | 対象の要素やディテールが目につ きやすい領域の視距離として、近景と 称される範囲として設定 | |

出典：「ビル風の基礎知識」(平成17年12月 風工学研究所)
「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」(平成11年11月 監修 建設省都市局都市計画課)
「自然環境アセスメント技術マニュアル」(平成7年11月 自然環境アセスメント研究会)



凡例

- : 事業区域(予定)
- : 施行区域(予定)
- : 関係地域
- : 事業区域から100mの範囲(大気質/騒音/振動)
- : 事業区域から250mの範囲(植物/動物/生態系)
- : 事業区域から440mの範囲(風害*)
- : 事業区域から500mの範囲(景観)

※: 計画建築物の最高高さ(約220m)の2倍を想定

図3.1-1 関係地域

